

随意契約理由書

1 工事名

淀川右岸流域下水道 高槻水みらいセンター外 電気設備工事

2 随意契約理由

本工事は、高槻水みらいセンター雨水ポンプ棟における受変電設備・運転操作設備更新、摂津ポンプ場における自家発電設備更新及び中央水みらいセンター雨水ポンプ棟における運転操作設備更新に伴い、既設電気設備（運転操作設備及び監視制御設備）の機能増設を行うものである。

上記各ポンプ場における運転操作設備や監視制御設備等の既設システムは、システム構成や各機器とのインターフェイス、データ伝送に伴う信号処理方法などに関して、製作会社が独自に開発設計した制御技術、信号処理技術が採用され、要求性能を満足するように製作されている。これらのことから機能増設を実施する際には、各機器とのインターフェイス等の非常に高いレベルのシステム設計及び装置の製作能力が要求される。更に設置後は、既設設備を含めたシステム全体の機能動作確認を行う必要がある。

したがって、本工事を施工するにあたっては、当該システムの設計、製作において、その機能、構造に精通していることが必要な上、当該システムの詳細な設計資料及び専門知識など特別な能力が必要である。

以上のことから、本工事を施工できるのは当該システムの設計、製作、据付を実施した株式会社東芝の社会・産業インフラ事業等を承継した東芝インフラシステムズ株式会社関西支社以外になく、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結したい。

3 比較見積省略理由

本工事については、特定の者でなければ施工できないため、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により、比較見積りを省略する。